# 島本町立第一中学校 部活動(教育課程外活動)規定

## 1. 部(教育課程外)活動の位置づけ

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動についてはスポーツや、 文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【学習指導要領における部活動に関する記述(文部科学省、2017b; 2018 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 第一章第5の1のウ;第一章総則第6款1ウ) 抜粋)】

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【第一章 総則 第5 学校運営上の留意事項】

#### 2. 本校における部(教育課程外)活動の目標

学校教育の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録・大会等に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものとする。

- ・部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を 培う。
- ・体力の向上や心身の健康の保持増進を行う。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間 や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につなぐ。

【趣旨等記述は「大阪府部活動の在り方に関する方針」を参考にしています。】

#### 3. 部(教育課程外)活動の方針

生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・ 能力の育成を図る。
- ・バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の 活動等のバランスにも十分に配慮する。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連 を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

#### 4. 開設する部と活動場所

## 【運動系】(11クラブ)

グランド:野球部(男女)。陸上競技部(男女)。サッカー部(男女)

テニスコート: テニス部(女子)。

体 育 館:バドミントン部(女子)。バレーボール部(女子)。

バスケットボール部(男子・女子)。卓球部(男子・女子)。

多目的ホール:ダンス部(男女)

- ※()内の男女別表示に従って試合に参加します。
- ※体育館クラブは、活動場所確保のため平日を振り分けて活動します。
- ※体育館クラブは、土曜日を活動希望する場合も振り分けて活動します。

⇒体育館使用不可の日が週に2回~3回程度あります。

## 【文化系】(3クラブ)

音楽室、校舎特別教室:吹奏楽部 (男女)

パ ソ コ ン 教 室:パソコン部(男女)

美 術 室:美術部 (男女)

#### 5. 顧問の決定

- ・複数顧問制度とします。
- ・生徒減少に伴って教員も減少しますが、<u>現在のクラブ活動を保障する観点</u>から、教員 全員が顧問となる「全員顧問制度」を可能な限り維持します。
  - ⇒今後さらに生徒減少、教員減少となり複数顧問制度が維持できない場合は、生徒の 活動状況、安全確保の観点等を十分に考慮した上で活動クラブ数を減少させます。
- ・部活動顧問の決定については、教員の希望を配慮した上で教員の指導専門性や指導継続性等を考慮して部活動担当教員、顧問会議で調整し管理職が決定します。

- ・部活動顧問は、新入生徒に対して行われる「生徒会オリエンテーション」に向け、上 記に示した「部(教育課程外)活動の目標」、「部(教育課程外)活動の活動方針」 に従った活動方針、必要物、活動日等を決定し周知しましょう。
- ・部(教育課程外)活動保護者説明会を1年生入部後1ヶ月を目安として実施し遅くとも7月終業式までの1学期中に行いましょう。

方針や現状等の説明を行い保護者の理解を得るようにしましょう。

・部(教育課程外)活動の保護者への練習公開を年間最低3回以上行いましょう。 ⇒学期毎に1回を目標に、練習公開を行いましょう。

## 6. 活動日

中学校の部活動については、生徒の健康や成長に配慮した活動となるよう、文部科学省・スポーツ庁から、「学校の決まりとして休養日を設定する等を通じて、運動部活動の適切な運営を図る」旨の通知が出されています。

さらに、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の通知が出されました。これらのことを踏まえ、平成30年度より、下記のとおり週2回の中学校における ノークラブデー(部活動休養日)を設定しています。

また、文化部活動においても、活動の特性を踏まえつつ、ガイドラインに準じます。 ・ノークラブデー⇒部活動休養日。

生徒の健康や成長に配慮した活動となるよう、また、教職員の休養日の確保のため、現在取り組んでいる毎週1回以上(可能な限り土曜日または日曜日を含め設定)の部活動休養日を週あたり2日以上(基本、平日1日と土曜日または日曜日に1日設定)とします。また、ノークラブデーにおいては朝練習についても実施しないものとします。ただし、試合や発表会の直前など等でノークラブデーの実施が難しい場合は、各校の状況に応じた例外的な対応として、その試合等の後にノークラブデーを実施し、他の日に振り替えることとします。

※国の目安としては、生徒の健康や成長への配慮から中学校の運動部活動は週2日以上の 休養日が示されています。

※スポーツ医学の観点からジュニア期におけるスポーツの活動時間として、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいと示されています。

【「部活動における適切な休養日等の設定について(島本町通知)」から抜粋。】 上記の通知を踏まえ、部活動を行わない日(以下、「休養日」という。)及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、本校では以下を基準としています。

- ・平常授業が実施されている学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けます。
  - ⇒平日は少なくとも1日。土曜日及び日曜日(以下「週末」)は少なくとも1日以上 を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替

えます。

- ・長期休業中(夏季、冬季、春季)の休養日も、学期中に準じた扱いを行います。また、 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うこ とができるよう、ある程度長期の休養期間を設けます。
- ・「閉庁日」の部活動は、原則として活動を行いません。
- ・休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技 種目等を踏まえた工夫をして実施します。

#### 7. 活動時間

#### 【朝の活動について】

- ・登校は7時20分以降とします。
- ・8時15分までに終了します。
  - ⇒朝<u>8時30分に着替えて教室着席</u>できない場合は「遅刻」となります。その場合は、 クラブ顧問、担任、学年教員等で「遅刻」しないように指導させていただきます。 また、同一部員が継続、連続する等改善が見られない場合は、当該生徒の朝練習参 加を顧問と協議した上で3日程度停止させ、その間、顧問が遅刻しないように保護 者と連携して指導を行います。

目標: 8時25分には着替えて教室着席し読書を開始しましょう。 →クラブ顧問も上記目標が達成できるように指導、支援します。

- ・朝練習に参加して、朝8時30分に着替えて教室入室できない遅刻生徒が継続的に出たクラブはクラブ集団や活動自体に解決すべき課題があると考え、朝練習を5日間停止とし、課題解決に向けて顧問が指導します。
- ・使用した道具等で職員室に返却する必要がある場合は8時20分までに職員室に返します。
  - ⇒8時20分までに返却されない場合は顧問が注意し改善するように指導します。
  - ⇒同一クラブが継続、連続する等改善が見られない場合は、3日程度部活動を停止させ、その間顧問が保護者の協力を得て指導を行います。

#### 【放課後の活動について】

- ・活動時刻は下記の下校時刻までの時間帯で行うことができます。
- ・長期休業中(夏季、冬季、春季)の活動時間は17時00分までです。

期間	最終下校時刻
3月 1日 ~ 10月15日	18時00分
10月16日 ~ 11月15日	17時30分
11月16日 ~ 1月31日	17時00分
2月 1日 ~ 2月28日	17時30分

#### 【長期休業中(夏季、冬季、春季)の活動について】

・長期休業中(夏季、冬季、春季)の活動時間は17時00分までです。

#### 【熱中症の予防について】

- ・暑さ指数が 31℃「運動は中止」に達した時点で、計測場所(「屋外」か「屋内」で 区別)での運動部活動を中止します。
- ・暑さ指数が <u>28℃</u>「厳重警戒」に達した時点で、運動部活動を行う場合は、下記の 点を必ず実行します。
  - ① 顧問が必ず活動を見守る。
  - ② 活動を30分以上の継続はしない。 (頻繁に休憩をとる)
  - ③ こまめに水分・塩分の補給をする。
  - ④ 練習時間は2時間以内とする。
- ・公式戦等については、主催団体等の判断に基づき対応します。
- ・文化部等の屋内で活動する部活動については、学校の状況に応じて判断します。
- ・中止の判断後に帰宅する場合、帰宅後に外出を控える等、顧問が指示することも あります。

#### 【体育館で活動するクラブの場所指定(ローテーション)について】

- ・平日、土曜日の活動は安全確保の観点らローテションを決めて活動します。
  - ⇒体育館の4分の1を活動場所として割り当てる場合があります。
  - ※体育館クラブは、安全確保のため平日を振り分けて活動します。
  - ※体育館クラブは、土曜日を活動希望する場合も振り分けて活動します。
    - ⇒体育館使用不可の日が週に2回~3回程度あります。
- ・試合直近等で全面、半面使用する必要がある場合は、顧問間で調整します。
- ・祝日、日曜日は学校開放日です。体育館を使用する場合は町立体育館に申請を行ってください。
  - ⇒グランドも祝日、日曜日は学校開放日です。グランドを使用する場合は町立体育館 に使用申請を行ってください。

## 【活動の服装】

- ・学校指定の体操服、クラブ規定のユニフォーム、Tシャツとします。 ただし、Tシャツは、クラブ活動時間のみの着用とし登校、授業中、下校は着用できません。
- ・防寒着については、学校指定のウインドブレーカーを着用してください。
- ・防寒具(手袋、帽子)は、必要に応じて各自で準備して装着してください。

#### 8. 予算

- ・各クラブに一定額を配当した上で、部員数に比例して配分します。
- ・女子卓球部、男子卓球部は同一試合日、同一用具で練習可能なことから1つのクラブ とみなして予算配当します。⇒陸上競技部と同じです。
- ・各クラブにおいての追加の部費の徴収は、原則行わないでください。 どうしても必要な場合は管理職の許可を得てください。部員全員の生徒、保護者に理解、替同していただいた上で必要額を徴収してください。
  - ⇒追加の部費を徴収する場合は、管理職の許可を得てください。
  - ⇒部員生徒、保護者全員の理解、賛同を得てください。
  - ⇒決算報告を保護者に対して書面で必ず行う必要があります。使途の公平性を担保 し、品目、個数等が明記された領収書を、管理職に提出し、決済を受けてください。

## 9. 生徒のニーズを踏まえた部(教育課程外)活動の設置。(廃部。創部)

## 【部(教育課程外)の運営条件】

- ・全員顧問制度の維持。複数顧問制度の維持。活動場所。活動時間。設備面。安全 性。生徒のニーズを考慮し、現在の部(教育課程外)活動を維持します。
- ・部に所属している生徒の活動は卒業(引退時)まで保障します。

#### 【廃部規定】

- ・4月のクラブ編成日に3名以下となった場合は顧問会議で廃部を検討します。 学校長の承認を得て次年度の新規募集を停止します。
- クラブ編成日以降の新規募集を停止します。
- ・廃部決定後も、現部員が卒業するまで上記の運営条件を保障します。 ⇒最大2年間です。

#### 【創部規定】

上記の運営条件を維持する必要があるため、部(教育課程外)活動の廃部が決定し、 廃部決定部の活動が終了した時点で以下の創部規定を満たすとき、顧問会で創部を検討 します。

- ・活動場所が恒常的に保障できること。
  - ⇒活動場所は既存の部(教育課程外)活動場所とします。
- ・設備面、安全性が保障できること。
- ・創部要請があった時に、1・2年生で5名以上の部員が入部し活動できること。
- ・複数顧問制度が維持できること。
  - ⇒教員数には、管理職、町支援講師、非常勤講師、時間講師を含めることはできません。
- ・顧問会議で検討し、学校長が許可決定した場合は創部ができます。
- ・創部(募集)は、廃部決定クラブの生徒が卒業して活動終了した次年度から行います。

#### ※合同部活動について

本校では、学校長が<mark>許可</mark>決定した場合に限り、下記の大阪中学校体育連盟条件に従って、合同チームを創設することができる。

#### 1 趣旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の部活動による単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置で、合同チームの編成希望があった場合認めていく。この場合、学校長の判断により、近隣の中学校等と合同でチームを編成し、大会に参加することができる。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが条件である。

#### 2 条件

#### ①参加規定

ア、個人種目のない以下の競技種目\*1に限る。

サッカー(11)、ラグビーフットボール(12)、準硬式野球(9)、軟式野球(9)、 バレーボール(6)、バスケットボール(5)、ソフトボール(9)、ハンドボール (7)

- ※1 ただし、() 内の人数を下回った場合、合同チームを編成できる
- イ、合同チームは、原則として市町村内の複数校で編成する1つのチームである。
- ウ、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合に認める。 ただし、勝利至上主義の主義ではなく、合同が適正であると認められた場合に限る
- エ、合同チームとして、それぞれの学校教育目標に基づいて活動しており、学校長が承認し、監督と各学校の引率教員をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。
- オ、チーム名は連名で表示する。
- カ、参加申込み手続きは、各専門部による。
- キ、合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。 ただし、やむを得ない場合は、引率代表・監督を認める。なお、部活動指 導員は、代表引率・監督にはなれない。
- ク、合同チームの出場を認めた場合は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

【大阪中学校体育連盟 便覧2023 抜粋】